

会計年度任用職員を募集

(鎌倉市部活動コーディネーター)

部活動の見守りを行う鎌倉市部活動サポーターの任用に係る事務や他機関との連携等、部活動の運用に係る職務を行うものです

身 分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員
職 種	鎌倉市部活動コーディネーター
募集人数	1 名
勤務内容	鎌倉市教育委員会教育指導課にて、鎌倉市部活動サポーターの任用に係る事務や他機関との連携等、部活動の運用に係る職務。
応募資格	小学校又は中学校の教育職員普通免許状がある人 ※次のいずれかに該当する場合は、受験できません。 (1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
任用期間	令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで （5 年を限度として、更新の場合あり）
勤務日数	勤務日数は、1 月につき 20 日を超えない範囲で所属長が決定し、その内の具体の勤務日は所属長が別に定める。
勤 務 日	所属長と調整して決定（原則として土・日・祝日を除く）
勤務時間	勤務時間は、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。（休憩時間を含む。）また、所属長が必要と認める場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの範囲の中の 7 時間とすることができる。（休憩時間を含まない。）
勤務場所	鎌倉市役所 第 4 分庁舎
報 酬 額	日額 10,500 円 期末勤勉手当の支給あり
交 通 費	自宅から勤務地までが片道 2.0km 以上である場合に支給 （公共交通機関の場合は実費弁償、自転車等の場合は、使用距離に応じた額を支給）
休 暇	年次有給休暇、療養休暇、忌引休暇等

加 入 保 険	雇用保険及び社会保険の加入あり その他、労働者災害補償の適用あり
申 込 方 法	所定の申込書に記入し、電話連絡の上、持参又は郵送してください。 <u>郵送の場合は「特定記録」など配達記録を確認できる方法での郵送を推奨します（郵送中の事故等による未着等については一切の責任を負いかねます）。</u> ※申込書は、鎌倉市ホームページからダウンロードすることができます。 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 第4分庁舎 鎌倉市教育委員会 教育指導課 電話：0467-61-3812（平日の9時～12時及び13時～17時）
選 考 日	集合時刻及び場所については、電話連絡の際にお知らせします。（所要時間は15分程度）
選 考 内 容	書類審査（申込書記載内容）及び面接
合 否 結 果	採用面接から2週間程度で郵送にてお知らせいたします。
合 格 か ら 採 用 ま で	1 最終合格者は、会計年度任用職員採用候補者名簿に成績順に登載され、令和7年（2025年）4月1日以降の採用となります。 2 採用候補者名簿登載の有効期限は、令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までです。 3 合格者が採用予定人数を超えた場合は、名簿登載有効期限内に新たに採用の必要が生じた際に、名簿登載者の上位から採用します。（<u>必ず任用があるとは限りません。</u>） 4 受験資格がないこと又は申込書に記載した内容に虚偽があることが判明した場合、合格又は採用を取り消すことがあります。
そ の 他	<u>小学校又は中学校の教育職員普通免許状の写しを添付してください。</u> 受験の際に提出された書類はお返しできません。 詳細は教育指導課指導担当までお問い合わせください。 TEL 0467 (61) 3812